

大切な命を守るために！

# 自転車の一定の交通違反に 青切符が導入！



令和8年4月1日から、自転車事故防止のため「交通反則通告制度(青切符)」が導入されました。いま一度、交通ルールを確認して安全運転を心がけましょう。

対象者

運転免許の有無に関わらず



16歳以上の自転車に乗るすべての人

青切符の対象となる違反行為の例

以下の場合に「青切符」が交付され、反則金を納付することになります

- ・警察官の指導警告に従わずに違反行為を継続した場合
- ・違反により、交通の危険を生じさせた場合

新導入

悪質・危険な違反行為

検挙

青切符

刑事手続※

※違反により交通事故を発生させた場合や、酒気帯び運転などの重大な違反

青切符制度の概要はこちら



福岡県P

原則は指導警告、悪質・危険な違反は検挙という指導取締りの基本的な考え方はこれまでと変わりません。

携帯電話使用等



反則金 12,000円

イヤホン着用



反則金 5,000円

並進



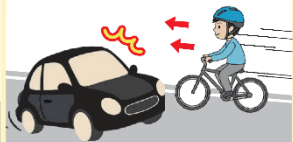
反則金 3,000円

指定場所一時不停止



反則金 5,000円

右側通行



反則金 6,000円

Q1. なぜ青切符が導入されたの？

A1. 自転車事故を防ぐためです。近年、自転車と歩行者の事故が増加傾向にあることなどから、指導取締りが強化され、自転車の交通違反の検挙件数が増えています。青切符の導入により、検挙後の手続きがスムーズになるとともに、前科がつくことをなくしつつ実効性のある責任追及が可能となります。

Q2. 青切符の導入でなにが変わったの？

A2. 違反により検挙された後の手続きが変わりました。これまでは刑事手続に移行していましたが、青切符による反則金を納めると、手続きは終了となります。

Q3. 反則金の納付以外に処分はあるの？運転免許の違反点数は加算されるの？

A3. 違反を繰り返すと、自転車運転者講習の受講を命令されることがあります。運転免許の違反点数は加算されません。ただし、重大な事故や違反をすると免許停止の処分を受けることがあります。

青切符制度は、大切な命を守るための制度です。自転車事故防止のため、正しい交通ルールを学んで安全に利用してください。

交通ルールを学べるサイトはこちら



福岡県警P



交通事故をなくす福岡県県民運動本部  
(福岡県・福岡県警察・市町村・(一財)福岡県交通安全協会ほか)

